

令和8年度第1回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和8年8月6日（木）午後2時

場 所 オンライン（県庁舎18階 1802会議室）

出席委員

- 有働 恵子 委員 東北大学大学院工学研究科 教授
小笠原孝史 委員 一般社団法人東北経済連合会 専務理事
小幡佳緒里 委員 弁護士
梶谷 康久 委員 東北学院大学法学部法律学科 准教授
木村 史彦 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授
須藤 康英 委員 公認会計士
◎高橋雄一郎 委員 公認会計士
松浦 月子 委員 仙台商工会議所 常任委員
光安 理絵 委員 弁護士
（窪田亜矢委員は欠席）
（◎は委員長、○は副委員長）

1 開会

2 挨拶

大森会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 軍沢岳道路災害復旧工事

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

須藤委員：抽出の視点としては、随意契約で予定価格が高く、落札率が高いものを抽出しております。質疑事項としては、予定価格が高額であるにもかかわらず、入札方法を随意契約とした理由、指名業者を1者としている理由、落札率が99.9%と高い理由、以上、3点について質問します。

北部土木事務所：（抽出事案説明書により説明）

須藤委員：災害発生は令和7年3月ですが、契約日は7月となっており、数か月の期間があります。この程度の期間があれば通常の入札方法による対応も可能ではないかと思われそうですが、その点をどのように考えていますか。また、緊急性を理由として随意契約を採用していることとの関係について伺います。

北部土木事務所：本案件は令和7年3月に被災しましたが、当初は融雪による被災なのか、地すべりによる変状なのか判断が困難でした。地すべりの可能性がある場合には、現地調査や地質解析などの検討を行う必要があり、その判断に相当の時間を要しました。この期間中も応急復旧工事は実施しており、安全確保を図りながら調査・検討を進

めた結果、本復旧工事の契約が7月となったものです。

須藤委員：現在の施工状況はどのようになっていますか。資料中のブルーシートが設置されている箇所は工事対象外なのでしょうか。

北部土木事務所：ブルーシートを設置している箇所は、降雨等による法面の更なる崩壊を防止するための応急対策です。現時点では法枠工の施工を進めており、上部から順次施工しています。最下段については切土後に緑化を実施して仕上げる計画です。

須藤委員：ありがとうございます。この工事はまだ完成していないのでしょうか。

北部土木事務所：現状では工事はまだ完成しておらず、10月末の道路供用開始を目標として施工を進めています。

須藤委員：資料では工事完成時期が令和8年1月末となっていますが、工期が変更されたのでしょうか。

北部土木事務所：施工途中に切土作業を進めたところ湧水が確認されました。そのため、水抜き対策として横ボーリング工を追加で実施する必要が生じました。対策工法の検討、設計および施工に時間を要したため、当初工期内の完成が困難となりました。このため明許繰越を行い、工期を延長して施工を継続しています。

須藤委員：湧水対策によって追加費用は発生しているのでしょうか。それとも工期のみの延長でしょうか。

北部土木事務所：湧水対策は施工中に発生した新たな事象への対応であるため、工事内容の変更に伴う増額変更の対象となります。したがって、工期延長だけでなく、契約変更による増額要因にもなります。

須藤委員：承知しました。私から気になった点は以上です。ありがとうございました。

抽出事案2 県民会館・NPOプラザ複合施設新築衛生工事

県民会館・NPOプラザ複合施設新築電気工事

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

須藤委員：抽出の視点は、一般競争入札であり、1者のみの入札で落札率が高く、かつ予定金額が高額なものを抽出しております。質疑事項は、1つ目は入札参加業者が各1者のみとなった経緯を教えてください。2つ目は、No.12、14は衛生工事と電気工事とで種類が違う案件であると思いますが、落札業者は同じでしょうか。違う場合、2者間の関係性において懸念点等、検討されていることはございますか。3つ目、いずれの工事でも一者入札であり、さらに100%入札となると、結果だけ見ると随意契約と同等の状況であると思いますが、これについて競争原理を担保するための改善等ご検討されていますか。4つ目、直接的に上記2件の工事に関連する質問ではありませんが、No.13の県民会館NPOプラザ複合施設新築空調工事は落札率92.0%となっており、今回、工事

の一般競争入札 353 件中、落札率 92.0%の案件が 62 件と突出して多いですが、落札率が偏在している状況についての見解を教えてください。

消費生活・文化課：(抽出事案説明書により説明)

須藤委員：今回の発注に当たり、入札参加資格を有する事業者がどの程度存在するかといった検証は事前に行っているのでしょうか。

消費生活・文化課：WTO 対象工事に参加する事業者については、毎年度事前登録を行っております。そのため、登録事業者数や登録業者の状況については、その時点で事前に把握しております。

須藤委員：質疑 4 に関連して伺います。説明を聞く限りでは、92%付近が最も有利になるため、価格面での競争は実質的に起こらず、評価点による競争になっているという理解でよろしいでしょうか。

契約課：調査基準価格は案件によって異なりますが、おおむね 91%から 92%程度になることが多い状況です。総合評価落札方式では、この価格帯が価格評価点の最高点となるため、結果としてその付近での応札が多くなる傾向がございます。一方で落札者の決定は価格だけではなく、技術提案や企業評価等を含めた総合評価によって行っております。したがって、価格だけによる競争ではなく、技術面や企業評価も含めた総合的な競争が行われているものと考えております。

須藤委員：抽出案件を選定する際、委員に提供される情報は主に予定価格と落札率です。しかし、価格以外の評価要素が落札結果に大きく影響し、価格による競争が起こりにくい状況であれば、予定価格と落札率だけを基に案件を抽出しても十分な検証ができない場合があると考えます。今後、価格以外の評価要素に関する情報も提供いただければ、より多角的な視点で審議対象案件を抽出できるのではないのでしょうか。

契約課：現在、委員の皆様提供している資料は同様の一覧形式となっておりますが、どのような情報を提供できるかについて、今後検討してまいりたいと考えます。

高橋委員長：仮に価格評価の満点となる水準を 92%ではなく 85%程度まで下げた場合でも、事業者は同様にその価格帯へ集中するのでしょうか。また、現在 92%程度を満点としている背景には品質確保の観点があるのでしょうか。

契約課：総合評価落札方式では、工事規模や内容によって価格点と技術点の配分を設定しています。大規模工事や高度な技術力を要する工事では、価格だけではなく品質確保を重視するため、企業評価や技術提案の比重を高く設定しています。価格評価については予定価格付近から調査基準価格付近までの範囲で点数が設定されており、その中で価格点と技術点を総合的に評価して落札候補者を決定しています。そのため、品質確保とのバランスを考慮した制度設計となっていると考えております。

高橋委員長：ありがとうございました。

抽出事案 3 県民会館・NPOプラザ複合施設新築工事監理業務委託

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

松浦委員：随意契約案件のうち、予定価格が高額であり、かつ落札率が高い案件であったため抽出しました。質疑事項は、予定価格が6億円を超える高額な案件ですが、入札方法を随意契約とした理由を教えてください。また指名業者を1者としている理由を教えてください。

消費生活・文化課：(抽出事案説明書により説明)

松浦委員：事前に資料を拝見し、本日の説明も伺いました。内容については理解いたしましたので、特に質疑等はございません。

審議再開・委員会からの意見まとめ

高橋委員長：それでは、本日の抽出事案について委員会として意見をまとめましたので申し上げます。

今回の審議案件について、特段の助言等はありませんでした。3件の案件について審議した結果、いずれも手続上の不備はなかったものと判断いたしました。引き続き、制度の適切な運用を通じて、公共工事の適正な執行を確保していただきたいと思います。

4 報告

(1) 建設工事等の入札執行の状況について(報告)

(資料5～8により説明)

令和7年度の入札執行の状況について(R8.3月末現在)

指名停止の措置状況について(R7.12.1～R8.5.31)

入札方式別発注工事について(R7.10.1～R8.3.31)

入札方式別発注建設関連業務について(R7.10.1～R8.3.31)

(2) 苦情調査部会の業務の概要について(報告)

(資料9により説明)